

主 な 説 明 要 旨

(施設支援担当)

(目次)

- 1 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて
- 2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
- 3 肢体不自由児通所医療等・療養介護医療等に係る見直しについて
- 4 強度行動障害を有する者等に対する支援について
- 5 訪問系サービスについて
- 6 障害者の就労支援の推進等について
- 7 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について
- 8 障害児支援について
- 9 令和3年度の山梨県事業について
- 10 令和3年度当初の届出等について

令和3年3月12日(金)に厚生労働省のHPに掲載された障害保健福祉関係主管課長会議における資料等をもとに、要旨を作成しております。

1 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(企画課資料 P13 他)

(1) 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

- 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化
 - ・ 令和3年度においては、国保連と市町村間の調整事務の負担軽減に向け、国保連へ個別に依頼して受領していた台帳情報等について、市町村から適宜取得可能とする改修を行う予定である。
 - ・ 国保連の一次審査において「警告」とされていた項目について、今後も移行が可能な項目は、適宜「エラー（返戻）」へ移行を実施する。

2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

(障害福祉課資料 P1 他)

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

- 今回の報酬改定では、以下の6つの基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準について、必要な改定を行うこととされている。
 - ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - ② 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
 - ③ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - ⑤ 感染症や災害への対応力の強化等
 - ⑥ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

(2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

- 今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、まず、報酬告示（平成18年度告示第523号他）等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬に公布する予定（関係通知やQ&Aも）のため、届き次第、ご連絡いたします。

(3) 各種加算等の届出時期について

- 障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成30年度報酬改定の際の取扱いと同様に、4月中に届出がなされた新規の加算等については、4月1日に遡って算定することを可能とする取扱いとする。（4月当初に事業所へ通知します。）

3 肢体不自由児通所医療等・療養介護医療等に係る見直しについて

(障害福祉課資料 P198 他)

(1) 肢体不自由児通所医療等・療養介護医療等に係る税制改正に伴う負担上限月額の設定方法の見直し等について

【改正の概要】

① 給与所得控除額及び公的年金等控除額の変更に伴う改正について

給与所得控除額及び公的年金等控除額の 10 万円引下げに係る税制改正によって意図しない影響や不利益が生じないようにするため、肢体不自由児通所医療費等・療養介護医療費等の負担上限月額の算定における所得の計算方法については、給与所得がある者については、合計所得金額における給与所得の計算に当たり、当該給与所得(所得金額調整控除が行われている場合については、その控除前の金額)から 10 万円を控除することとする。なお、当該控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする。

② ひとり親控除制度の新設等に伴う改正について

個人住民税の非課税措置及び所得控除の対象を未婚のひとり親についても拡大されたこと等に伴い、平成 30 年 9 月より講じてきた未婚のひとり親への個人住民税の非課税措置及び所得割額の計算におけるみなし適用が意味をなさなくなることから、当該みなし適用措置を不要とすること等を行う。

【留意事項】

①②の改正は、令和 3 年 7 月以後に行われた肢体不自由児通所医療等について適用し、同年 6 月以前に行われる肢体不自由児通所医療等についてはなお従前の例によるものとする。

※ 詳細については、「税制改正に伴う児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則等の一部改正に係る留意事項について」(令和 2 年 12 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・精神・障害保健課連名事務連絡)を参照されたい。

(2) 療養介護医療等に係る経過的特例措置の延長について

【補足給付について】

障害児及び 20 歳未満の障害者に係る施設入所に要する実費負担については、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(地域で子供を育てるために通常必要な費用)の負担となるように補足給付を行っている。当該補足給付について、一般 1 世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から「地域で子供を育てるために通常必要な費用(養育費)」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民非課税世帯と同様とする経過措置を置いている。今般、当該経過的特例措置を令和 6 年 3 月 31 日まで延長する予定であるのでご承知置きいただきたい。

【医療型個別減免について】

療養介護及び医療型障害児施設入所に係る医療費実費負担については、家計に与える影響を勘案し、自立支援医療と類似した仕組みにより、軽減を図っている。

当該経過措置は、平成 18 年の障害者自立支援法の施行に伴い負担が増加する世帯について、低所得者に対する激変緩和措置として平成 18 年 10 月より講じられおり、当該経過的特例措置については令和 3 年 3 月 31 日までを期限としている。今般、当該経過的特例措置を令和 6 年 3 月 31 日まで延長する予定であるのでご承知置きいただきたい。

4 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(障害福祉課資料 P225 他)

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

- 強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要となっている。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」が創設され、また、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」が創設され、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととされている。

これらの研修の修了者による支援について、平成 27 年度報酬改定においては、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、生活介護、計画相談支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスで報酬算定による評価がされ、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定では、医療型障害児入所施設における強度行動障害児特別支援加算の創設や強度行動障害のある人が地域移行のためにグループホームを体験利用する場合の加算の創設、生活介護及び施設入所支援における加算算定期間の延長及び単位数の見直しにより更なる充実が図られることから、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」の活用も検討し、本研修の積極的な実施を検討する。

これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、引き続き独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が以下のとおり開催予定となっている（いずれの日程もオンラインでの実施を予定）。

強度行動障害支援者養成研修のカリキュラムについては、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）において規

定しているが、令和3年3月31日までの間、改正前のカリキュラムで研修を実施しても差し支えないとする経過措置が設けられている。

今般、改正前のカリキュラムにより令和2年度中に実施予定だった研修が、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に、やむを得ず令和3年4月以降に延期となる例が確認されたことから、令和3年度の各研修の実施に当たっては、原則として改正後のカリキュラムにより実施するものとしつつ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による特別な事情がある場合には、改正前のカリキュラムにより実施することも可能となるよう、運営要領を改正し、当該経過措置を令和4年3月31日まで延長する予定となっているので、予めご承知おきいただきたい。

(2) 強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となっている。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨をご理解いただき、遺漏なきようお願いする。

(3) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

- 障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配慮願いたい。
- なお、新型コロナウイルス感染症発生に伴う喀痰吸引等研修の実施における対応として、当該研修のうち、基本研修（講義）については、インターネット等を活用した通信・遠隔研修も可能としている（「新型コロナウイルス感染症発生に伴う喀痰吸引等研修の実施における対応について」（令和2年4月24日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、障害保健福祉部障害福祉課事務連絡））ので、当該研修の受講機会の確保に協力をお願いする。

(4) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いなか、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害

者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところ。

当該研修の内容について障害福祉担当部局と介護保険担当部局の連携、関係団体や関係機関等との共有を図り、受講の促進にむけたご協力をお願いしたい。

5 訪問系サービスについて

(障害福祉課資料 P230 他)

(1) 重度障害者等包括支援の活用について

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、支援を必要とする者に対してサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合も対象とすることとする。

(2) 入院中の重度訪問介護の利用について

- 病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、周知徹底をお願いしたい。

(3) 同行援護について

① 同行援護従業者要件の経過措置について

- 地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けているが、本経過措置については令和6年3月31日まで延長する。

② 同行援護従業者養成研修カリキュラムについて

- 同行援護従業者養成研修については、カリキュラムの充実や、盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムとの適切な免除科目設定の検討のため、来年度において調査研究を行う予定であり、当該調査研究を踏まえてカリキュラムの見直しを

予定しているので、予めご承知おき願いたい。

(4) 行動援護について

① 居宅内での行動援護の利用について

- 行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要なサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

② 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

- 行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

③ 従業者要件に係る経過措置について

- 行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和 3 年 3 月 31 日までから令和 6 年 3 月 31 日までに延長することとする。ただし、令和 3 年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。

(5) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護等従業者の養成について

- 居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② 資格取得の奨励について

- 訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業員の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

(6) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者によどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

イ 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

ウ 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成30年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

6 障害者の就労支援の推進等について

(障害福祉課資料 P248他)

(1) 令和3年度報酬改定の内容について

※「2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」においても記載

① 就労系サービスにおける共通事項

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）としている。サービス毎に実績として評価する期間の取扱いが異なるため、留意いただきたい。

イ 在宅でのサービス利用の要件の見直し

- ・ 令和2年度中に限り、要件を緩和しているが、令和3年度以降は、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため常時の取扱いとする。
※ 国において在宅でのサービスの提供に当たって各事業所が留意すべき点等をまとめた資料（ガイドライン）を作成中（今年度中に提供予定）

ウ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し

- ・ 施設外就労加算及び就労移行準備支援体制加算（Ⅱ）については、廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替えることとしている。
※ 施設外就労に係る要件の見直しも検討されており、年度内に示される予定

② 就労移行支援

ア 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

- ・ 基本報酬の区分の決定に係る就労定着率の算出について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、現行の「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合」から「前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者の割合」に見直す。
※ 新規事業所や新設2年以内の事業所における実績の取扱いは、別途検討中

イ 支援計画会議実施加算の創設

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等（ハローワーク、地域障害者職業センタ

一、障害者就業・生活支援センターその他の就労支援機関）を交えたケース会議等を実施し、これら関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った事業所を評価するための加算を創設する。（1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算）
※ 単に「ケース会議を開催すること」が目的とならないよう、事業所への説明には留意が必要となる。

ウ 人員基準の柔軟化

- ・ 「就労支援員」について、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

③ 就労定着支援

ア 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- ・ 就労定着支援事業所の経営の実態等を踏まえ、基本報酬の区分について、現行「9割以上」としている区分を「9割5分以上」及び「9割以上9割5分未満」に分割し、「1割未満」及び「1割以上3割未満」を「3割未満」統合し、よりきめ細かく実績を反映できる単価に見直す。

イ 基本報酬の支給要件の見直し

- ・ 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件（※1）とする。（「支援レポート」の様式や記載例については、近日中に通知等により示される予定）
※1 「何のために何をしたか」を重視し、その内容を記録、共有することを支給要件とすることとしたものであり、単に「支援レポートを作成すること」が目的とならぬよう、事業所への説明には留意が必要となる。

ウ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらず必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合を評価する新たな加算である「定着支援連携促進加算」を創設する。（支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算）
※ 関係機関との連携の必要性等は利用者毎に判断されるものであることから、単に「会議を開催すること」が目的とならぬよう、事業所への説明には留意されたい。

エ 対面での支援の要件緩和

- ・ ICTの活用を念頭に、当該規定を改正し、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする。
- ※ 支援の質については、引き続き、対面か否かに関わらず担保する必要がある。

オ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を指定基準省令に新たに規定する。

④ 就労継続支援A型

ア 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「①1日の平均労働時間」に加え、「②生産活動収支の状況」、「③多様な働き方に係る制度整備及び実施」、「④安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組」及び「⑤地域連携活動の実施状況」の5つから成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。（具体的な評価方法については、告示・通知等により示される。）

イ 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、利用者をはじめ地域の関係機関等に対して事業所の取組状況や支援実態、生産活動状況を具に情報発信・共有することを目的に、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表する旨、指定基準省令上に新たに規定する。（公表様式の雛形については、通知等において示される予定）
- ※ スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付け、未公表の場合には基本報酬を減算する。

ウ 一般就労への移行の促進

- ・ 就労移行支援体制加算を充実する。（実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。）
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

エ 最低賃金減額特例について

- ・ 今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

オ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い

- ・ 「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
※ 就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、送迎加算の算定に当たっては、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であるため、事業所に対し、その旨周知徹底をお願いしたい。

⑤ 就労継続支援B型

ア 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・ 現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。
※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を原則想定していないため、留意されたい。

イ 「平均工賃月額に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- ・ 現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8段階の区分とする。

ウ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価

- ・ 就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する「地域協働加算」を創設する。
※ 就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などは、その対象として想定しうるもの。
・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする「ピアサポート実施加算」を創設する。

エ 一般就労への移行の促進

- ・ ④のウと同様

7 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

(障害福祉課資料 P306 他)

(1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進

障害者が身近な地域で生活できるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続の支援を推進しているところであり、第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)の基本指針において「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」を目標として掲げられている。

県並びに市町村においては、当該目標の達成に向けて、以下の点を踏まえ、障害者の地域移行や地域生活の支援の推進を図りたい。

① 自立生活援助及び地域相談支援の整備の推進

自立生活援助については、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して、定期的な訪問や随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等を通じて日常生活上の課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、障害者の地域移行・地域生活の支援を推進する観点からサービス提供体制の整備が課題となっている。

令和3年度報酬改定においては、自立生活援助の整備を促進するため、

<人員基準の要件緩和>

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める

<支給決定に係る運用の見直し>

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める

<報酬の充実>

- ・ 自立生活援助サービス費（I）の対象者の拡充
- ・ 同行支援の評価の見直し及び夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会との連携促進の評価
- ・ 精神保健医療との連携促進の評価
- ・ ピアサポートの専門性の評価を行うこととしている。

また、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）についても、令和3年度報酬改定において、以下の報酬の充実を図ることとしている。

<報酬の充実>

- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療との連携促進の評価
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会との連携促進の評価・ピアサポートの専門性の評価

県並びに市町村においては、管内の自立生活援助事業者や地域相談支援事業者等に上記内容を周知するとともに、管内のニーズ等を把握し、自立生活援助や地域相談支援の必要なサービス提供体制の整備を推進したい。また市町村におかれては、自立生活援助の支給決定に係る運用の見直しを踏まえて適切な支給決定をお願いしたい。

また、障害者の住まいの確保や地域生活の支援に当たっては、住宅施策との連携が効果的であることから、上記のとおり令和3年度報酬改定において、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携の促進について新たな加算を創設される。

県並びに市町村においては、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者に対して、居住支援法人制度や居住支援協議会の周知や連携の働きかけ等、必要な支援を図りたい。【関連資料1・2】

なお、令和2年12月に国土交通省等と連名で「住まい支援の連携強化の推進に向けて(依頼)」(令和2年12月25日付け法務省矯正局更生支援管理官、同保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・総務課・保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室・精神・障害保健課・老健局高齢者支援課、子ども・家庭局家庭福祉課、国土交通省住宅局住宅総合整備課・安心居住推進課連名事務連絡)が発出されており、当該事務連絡も踏まえ、住宅施策との連携について確認をお願いしたい。

② 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

「地域生活支援拠点等」については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市町村において障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものであり、

- ・ 第5期障害福祉計画に係る基本指針において、令和2年度末までに「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本」とするとともに、
- ・ 第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としたところであるが、令和2年4月1日時点で整備済みが469市町村(平成31年4月1日時点332市町村)、令和2年度末までに整備予定がない市町村も一定数認められた。【関連資料3】

(参考) 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

令和2年4月1日時点で整備済み	469 市町村 (26.9%)
・ 令和2年度末までに整備予定	637 市町村 (36.6%)
・ 令和3年度に整備予定	209 市町村 (12.0%)
・ その他	426 市町村 (24.5%)

※ ()内は全1,741市町村に占める割合

令和3年度報酬改定においては、未整備の市町村において「緊急時の受入・対応」の機能を備えるのが特に困難との回答が多くあったことを踏まえ、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価し、新たな加算が盛り込まれたところ。

地域生活支援拠点等が未整備の市町村におかれては、地域のニーズや課題を踏まえて速やかな整備をお願いするとともに、既に整備済みの市町村においても、運用状況の検証・検討を行い、必要な機能の充実をお願いしたい。

③ グループホームについて

ア グループホームにおける重度化・高齢化への対応

重度な障害があっても身近な地域で暮らすことができるよう、グループホームにおける重度障害者の受入体制の強化が課題である。

このため、令和3年度報酬改定において、重度障害者支援加算の対象者の障害支援区分4以上の強度行動障害者への拡充や強度行動障害者の体験利用の評価、医療的ケアが必要な者の評価等、重度障害者に対応するための報酬の充実を盛り込むとともに、重度障害者に係る個人単位での居宅介護等の利用に係る経過措置については、令和6年3月31日まで延長することとされた。

また、日中サービス支援型グループホームの基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直しがされたところである。

県並びに市町村においては、重度な障害があっても身近な地域で暮らすことができるよう、地域のニーズを踏まえたグループホームのサービス提供体制の整備の推進を図る必要がある。【関連資料4】

イ グループホームの夜間支援等体制加算の見直し

令和3年度報酬改定において、利用者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や労働者が適切に休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設することとしている。

具体的には、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による夜勤職員が常駐で1名配置されている住居の利用者を対象に、

- ・ 追加で夜勤職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅳ）」、
- ・ 追加で夜勤職員を夜間及び深夜の時間帯のうち「一部の時間帯」に限り配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅴ）」、
- ・ 追加で宿直職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅵ）」

について、夜間支援等体制加算（Ⅰ）に加えて算定できることとしたところである。

【関連資料 5】

県並びに市町村においては、事業者からの届出内容の確認や支給決定等の事務処理に遺漏のないよう適切な処理を行う必要がある。

なお、別途、グループホームの夜間支援等体制加算の見直しに係る Q&A が発出されることとなるので、ご留意願いたい。

ウ グループホームの防火安全対策等の徹底

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、県並びに市町村においては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、県並びに市町村においては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図る必要がある。

また、令和 3 年度から各種運営基準の見直し（感染症や災害への対応、障害者虐待防止、身体拘束等の適正化）がなされることを踏まえ、県並びに市町村においては、事業者への運営基準の見直しの周知や必要な助言等を図る必要がある。

エ グループホームにおけるサービスの質の確保

日中サービス支援型グループホームについては、基準省令第 213 条の 10 才及び解釈通知第十五の 4（3）④において、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上）実施状況等を報告し、当該実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされているが、形骸化しているとの指摘がある。

また、近年、これまで障害保健福祉施策に関わりが乏しい事業者の参入が多くみられる状況がある。

県並びに市町村においては、上記を踏まえ、グループホームにおけるサービスの質の確保を図るための必要な助言・指導について検討を必要とするところ。

オ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等への受け入れ調整等を

実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

県並びに市町村においては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組む必要がある。

(2) 障害者ピアサポート研修事業の実施について

ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うものである。

障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進することを目的として、令和2年度から「障害者ピアサポート研修事業（実施主体：都道府県・指定都市 ※委託可）」を創設し、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象としたところ。【関連資料6】

また、令和3年度報酬改定において、ピアサポートの専門性について、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援及び就労継続支援 B 型において、障害者ピアサポート研修事業の修了等の一定の要件を満たす事業所を加算として評価することを盛り込んだ。このピアサポートの加算の算定に当たっては、ピアサポートの専門性を確保するため、各事業所に配置される障害者（障害者であったと都道府県又は市町村（※）が認める者を含む）や管理者等が上記の地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修事業」のカリキュラムを修了すること等を要件としているが、現状において本研修の実施状況が低調であることを踏まえ、令和5年度末までの経過措置として、障害者（障害者であったと都道府県又は市町村（※）が認める者を含む）のみが都道府県又は市町村（※）が認めるピアサポート研修を受講した場合も加算の対象とすることとしている。

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、就労継続支援 B 型、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

県及び指定都市においては、新たに障害福祉サービス等報酬にピアサポートに係る加算を設ける趣旨を踏まえ、早期に、別添カリキュラムによる「障害者ピアサポート研修事業」の実施を図る必要がある。

研修テキストについては、厚生労働科学研究において作成された資料の活用を検討する。

<研修テキスト掲載アドレス>

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201817003A>

なお、今後の研修の円滑な実施に必要な情報提供などが行われる予定である。

8 障害児支援について

(障害福祉課資料 P321 他)

(1) 肢体不自由児通所医療等に係る税制改正に伴う負担上限月額の見直し等について(再掲)

- 3の(1)と同旨であるため、参照されたい。

(2) 障害児入所医療費等に係る経過的特例措置の延長について(再掲)

- 3の(2)と同旨であるため、参照されたい。

(3) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について(障害児支援)(一部再掲)

- 4月から新たに市町村において実施する事務について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心に、医療的ケアを含め、障害児の状態等を判定し、その判定結果に応じた基本報酬や加算の算定を可能にする改定が行われた。

これにより、市町村において、4月以降の障害児通所支援の給付決定等に係る新たな事務が生じること等から、「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」において、当該事務等について示されているので、改定後の事務に遺漏が生じないように、留意されたい。【関連資料1】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要については、2の(1)から(3)を参照するとともに、第105回厚生労働省社会保障審議会(障害者部会)(令和3年2月26日)の動画等を併せて確認されたい。

(動画リンク先) <https://www.youtube.com/watch?v=aq3URXZDWuY>

(4) NICU から退所した障害児への支給決定等について

- NICU 等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期(特に0~2歳)の医療的ケア児については、市町村職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲(乳幼児として通常想定される範囲)として介助を要するののか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達の範囲を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいため、医療的ケアの新判定スコアも用い、医師の判断を活用することとされた。このため、支給決定にあたっては5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの新判定スコアの調査を行った上で、両調査の結果を踏まえて支給の可否及び支給量を決定していただくよう留意されたい。具体的な支給決定方法については、年度末までに「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」等で示される予定である。【関連資料2】

(5) 放課後等デイサービスにおける送迎の取扱いについて

- 検討事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算については、現行の枠組

みを維持することとされたが、送迎の実施が障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮する必要があることから、放課後等デイサービス事業所への送迎に関する障害児への配慮について改めて周知をお願いします。

(6) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

① 医療的ケア児等総合支援事業について（再掲）

当該事業については、当課地域生活支援担当の資料を確認されたい。

② 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和2年度から稼働中であるため、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページをご案内いただく等により、システムの周知をお願いします。【関連資料4】

（掲載場所）厚生労働省 HP

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 > 4 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

(7) 児童養護施設等における保育所等訪問支援等の活用について

本サービスを活用することで、児童養護施設等に入所している障害のある子どもについて、児童発達支援センターなどの専門の職員が施設を訪問し、子どもはもとより、施設の職員も含めた専門的支援を受けることができるため、児童養護施設等における知的障害児・発達障害児等の支援が困難なケース等について、保育所等訪問支援等を積極的に活用していただくようお願いする。

また、当該利用に当たっては、「やむを得ない事由による措置」により、児童養護施設等に入所する障害児に対して、原則として当該障害児の保護者が居住する市町村が保育所等訪問支援を措置決定することとなるので、留意されたい。【関連資料5】

(8) 障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）の移行について

障害児入所施設に入所している18歳以上の障害者については、本来は障害者施策で対応することとされているところ、地域移行等が困難な者がいる現状等を考慮し、令和4年3月31日までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなす取扱いをしている。一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、新たな移行調整の枠組み等を議論する「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を厚生労働省で開催し、令和3年夏までを目途に結論を得ることとされた。

当会議については、資料及び議事要旨を厚生労働省ホームページに公表しているので、留意いただくとともに、引き続き、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつ

つ、入所している過齡児及び 18 歳未満の児童の円滑な移行を図るため、関係機関との連携強化に努めるようお願いする。【関連資料 6】

(掲載場所) 厚生労働省 HP

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

9 令和 3 年度の山梨県事業について

(1) 医療型短期入所事業所開設促進事業について

医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所においては医療的な対応が求められているところ、本県の医療型短期入所事業所は、中北圏域に 4 事業所と偏在しており、全県的に十分な数が確保できておらず、サービスを容易に利用できない状況が生じている。

このことから、医療機関や介護老人保健施設に対し、医療型短期入所事業所の開設支援を行うことを目的として、医療経営コンサルティング業者に業務委託を行ったので、当該事業への協力をお願いする。

なお、事業の詳細については、「医療型短期入所事業所開設促進事業の実施について(通知)」(令和 3 年 3 月 4 日付け障第 7356 号山梨県福祉保健部障害福祉課長通知)を参照されたい。

(2) 介護職員相互派遣応援体制構築事業

県内において新型コロナウイルスの感染が拡大し、居住系事業所等において著しい職員の不足が生じ、法人内での人員確保が困難となった場合に備え、県と県内障害者施設団体において職員相互派遣応援の調整について体制を整備し、県内の指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設、その他県が職員の派遣を認めた事業所等において感染症が発生した場合に、事前協定によって登録された事業所間において、サービス継続のために相互間にて職員を応援派遣する体制を構築する。

事業所間での派遣について、派遣時のかかりまし経費として、派遣職員の旅費及び宿泊費、危険手当、損害保険料、引き継ぎ等に係る人件費部分について、本事業より経費を補助する。

令和 3 年度について、事業の詳細が決定次第改めて周知を行うとともに、協力をお願いする。

10 令和3年度当初の届出等について

令和3年度における、介護給付費算定に係る体制等（算定区分、加算等）に関する届出（予定）については、次のとおりです。

① 提出期日：令和3年4月15日（木）消印有効

※ 期日までに届出があったものについて令和3年4月1日より適用となります。

② 届出が必要となる算定区分、加算等について

ア 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援の基本報酬について

- 全事業所が提出する書類 ※区分に変更がない場合でも提出
 - ・ 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書及び別添
 - ・ 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
 - ・ 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
 - ・ 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書及び別添
- 基本報酬区分に変更のある事業所が提出する書類
 - ・ 上記の届出書
 - ・ 変更届出書(様式第2号)
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
 - ・ 介護給費の算定に係る体制等状況一覧表

イ 前年度の利用者数に基づく加算、前年度の実績に基づく加算について

- ・ 前年度の利用者数に基づく加算、前年度の実績に基づく加算は年度が変わる際に加算の区分や取得の可否が変更となる可能性があるため、必ず点検を行い、その点検内容を保管すること。また、基準上必要な人員配置で、前年度の利用者数に基づいて配置する必要があるものについては、必ず確認を行い必要な人員を配置すること。
- ・ 点検の結果区分の変更、加算の終了がある場合は届出を提出すること。
- ・ 点検の結果変更等がない場合は届出不要。
- ・ 令和3年度より新規に下記の加算を取得する場合は届出を行うこと。

ウ 新規算定や区分の変更等(加算の算定の終了も含む)がある事業所が提出する書類

- ・ 変更届出書(様式第2号)
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 各加算の届出書及び添付書類

対象となるもの(例)

- ・ 人員配置区分(基本報酬)
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- ・ 重度障害者支援加算
- ・ 特定事業所加算
- ・ 夜間支援体制加算
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算
- ・ 常勤看護職員配置加算
- ・ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
- ・ 重度者支援体制加算
- ・ 賃金向上達成指導員配置加算
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算
- ・ 社会生活支援特別加算
- ・ 看護職員配置加算
- ・ 人員配置体制加算
- ・ 目標工賃達成指導員配置加算
- ・ 夜間職員配置体制加算
- ・ 就労支援関係研修修了加算
- ・ 通勤者生活支援加算
- ・ 地域移行支援体制強化加算
- ・ 就労移行支援体制加算
- ・ 移行準備支援体制加算
- ・ 精神障害者地域移行特別加算
- ・ 個別計画訓練支援加算
- ・ 就労定着実績体制加算
- ・ 夜勤職員配置加算

エ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- ・ 令和3年度以降の取り扱い及び届け出様式等については、報酬改定に伴う見直し(案)について、随時情報共有を行っているところ。確定様式については令和3月末に報酬改定告示の公布後に示される予定。

上記に加え、例記されている加算等以外でも、各事業所での給付費の算定状況、取得している加算の要件等をよく確認するとともに、令和3年度報酬改定にて新設される加算等については、国の届出及び参考様式が示され次第、県より通知するもの。